

業務委託契約書

株式会社Koami（以下、「甲」という）と_____（以下、「乙」という）は、株式会社〇〇〇が運営する自動集客サービス(以下、「当サービス」という。)の顧客開拓に関する業務等の委託に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し、当サービスの顧客開拓に関する業務、その他これに付帯する業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、契約日から1年間とする。
2. 本契約の延長については、契約満了日の1か月前までに甲乙双方から申し出が無い限り1年ごとの自動延長とする。

第3条（報酬及び支払）

本契約に基づく月額報酬及び支払いは「別紙1」記載のとおりとする。

第4条（条件の変更）

当サービスを運営している株式会社〇〇〇の都合により、報酬等の条件が変更となる場合があるものとする。

変更の際の甲から乙への告知は、条件変更の1か月以上前に書面にて通知するものとする。

第5条（資料・情報等）

1. 乙は、甲から貸与された資料、情報等がある場合、本業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 貸与された資料、情報等が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合、乙は貸与された資料、情報等をすみやかに甲に返却するものとする。

第6条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形を問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。
2. 乙は甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
3. 乙は機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後または期間満了後も有効に存続する。

第7条（禁止事項）

下記のような行為を乙は行ってはならないものとする。

1. 本業務で知り得た顧客に対し、本業務以外の商品・サービスの営業・販売行動をすること
2. 本業務の遂行にあたって甲の許可のない資料及び名刺を作成すること
3. 甲の許可なく、乙以外の第三者に本業務を再委託すること
4. 本業務における活動に対する虚偽の報告をすること

第8条（違反解約）

乙が第7条にある禁止事項に違反した場合、甲は即日、本契約を解除できるものとし、この場合の解約においてはその後一切の報酬を甲は乙に支払わないものとする。

第9条（途中解約）

本契約締結後、甲又は乙は、契約関係を継続し難いやむをえないと認められる事情がある場合は、その旨を書面によって通知し、双方協議の上本契約を終了させることができるものとする。その場合の解約においては乙の獲得した顧客の報酬を甲は支払い続けるものとする。

第10条（個人情報保護）

その取り扱いについては個人情報
報

乙は個人情報の取り扱いについては十分に注意を払い、
保護法の基に法令を順守するものとする。

第11条（報告義務）

1. 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本業務の遂行状況を報告しなければならない。
2. 本業務の遂行に支障を生じるおそれのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責の如何にかかわらず、その旨をただちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行なうものとする。

第13条（再委託）

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本業務の全部または一部を第三者に再委託できない。尚、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第14条（権利義務譲渡の禁止）

乙は甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引受けさせまたは担保に供してはならない。

第15条（損害賠償）

乙が本契約に違反した行為を行った場合、損害賠償の責を負うものとする。

第16条（合憲合意）

訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。

第17条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義を生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意をもって協議のうえ解決をはかるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲：東京都中央区入船1-1-28 永井ビル5F-B

株式会社Koami

印

代表取締役 中村 和彦

乙：

印

別紙 1

株式会社Koami

契約締結したAMSの顧客開拓に関する業務の業務委託に関する報酬を下記の通りお支払い致します。

- 継続手数料

下記の条件で顧客が利用継続している限り毎月手数料を支払います。

契約種別	月額手数料
ビジネスプラン	円
サポートプラン	円

- 一時手数料

契約種別	一時手数料
イマドキプラン	円

お支払日

契約完了または、月額料金の決済を完了した月の、翌月20日に振り込み入金いたします。

月のお支払いが10,000円以下の場合は、振込手数料は業務受託者の負担とさせていただきます。

尚、お支払い日が銀行休業日の場合は翌銀行営業日となります。

以上